

第3章 計画の目指すべき方向

第1節 基本目標

(1) 基本目標(市川市の将来環境像)

本計画は市川市環境基本条例に基づき、環境の現状と課題を踏まえ、本市の目指す将来環境像を次のとおり掲げ、これを本計画の基本目標とします。なお、市川市総合計画の将来都市像などとの整合を図っています。

『みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ』

本市は、先人達のたゆまぬ努力と地理的条件にも恵まれ、首都圏の中核都市として発展してきました。また、江戸川のゆったりとした流れと市街地のクロマツや斜面を覆う雑木林など、都心に近接しながら心の中に「ふるさと」をイメージさせる自然が残されています。

清らかな大気や水、多様な生態系、安定した気候など、恵み豊かな環境という基盤の上に私たちの日々の暮らしやその支えとなる事業活動は成り立っており、人と自然が共生していくことは、人々の健康を保ち、文化的な生活を営むことにつながっています。そして、将来、このまちに生まれてくる人々や集う人々に、この環境の恵みを引き継いでいかなければなりません。

しかし、近年の様々な環境問題は、日常生活や事業活動から生ずる過大な環境負荷が原因とされており、環境に関する取り組みの重要性はますます高まっています。さらに、環境問題は様々な要素が幅広く複雑に絡み合っていることから、市民、事業者、行政のそれぞれが環境への関わりを自覚して、協働により積極的に取り組んでいく必要があります。

私たちは、現在及び将来の市民の健康で文化的な活力あふれる生活を確保しつつ、環境の保全と創造に努め、身近に自然を感じる文化のまちをみんなで築いていきます。

(2) 市川市環境基本条例の基本理念

市川市環境基本条例では、基本理念（表3-1）について次のとおり定めています。

表3-1 市川市環境基本条例における基本理念

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、かつ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる資源循環型の社会が構築されることを旨とし、及び環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。
- 4 地球環境保全が人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの活動の場において積極的に推進するようしなければならない。

(3) 市川市総合計画の将来都市像とまちづくりの基本目標

本計画の上位計画である市川市総合計画では、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の3つを基本理念として、以下の将来都市像を掲げています。

『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』

この将来都市像を実現するためのまちづくりの基本目標を、以下のとおり定めています。

- 1 真の豊かさを感じるまち
- 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち
- 3 安全で快適な魅力あるまち
- 4 人と自然が共生するまち
- 5 市民と行政がともに築くまち

将来都市像の中に「自然があふれるまち」と表現され、基本目標の一つとして「人と自然が共生するまち」が掲げられています。かけがえのない自然や多様な生態系を保全するとともに、人と自然が共生できる仕組みとライフスタイルの確立が求められています。

また、将来都市像及び基本目標に「協働」をキーワードとしたまちづくりを掲げていることが、特長です。



第2節 基本理念

本計画の基本目標及び市川市環境基本条例を踏まえ、次の5つを基本理念とします。

基本理念1	自然が息づくまち
自然環境	<p>私たちは自然の多様性に恩恵を受けながら、発展を遂げてきました。しかし、他の生き物への配慮が思い至らないために、それらの生き物が生息できない環境にしてしまうことがありました。私たちは自然とふれあう場や機会の確保を通して自然環境への関心を高めるとともに、自然環境の保全再生を進めていくことが必要です。</p> <p>私たちは、多様な自然及びそこに生息する生き物と共生しながら、自然が息づくまちを築いていきます。</p>

基本理念2	地球にやさしいまち
地球環境	<p>人々の活動に伴い排出された温室効果ガスを原因とする地球温暖化などの地球環境の問題は、環境に与える影響の大きさや深刻さから、現在及び将来の市民の生存基盤に関わる大きな問題です。</p> <p>私たちは、地球環境の保全を自らの課題と認識して積極的に取り組み、地球にやさしいまちを築いていきます。</p>

基本理念3	健やかに暮らせるまち
生活環境	<p>私たちの日常生活や事業活動は少なからず環境に影響を与えています。近年、顕在化した都市生活型環境問題は、こうした影響が環境の持つ自浄能力（自然の復元能力）を超えたことにより起きたものです。このようなことを繰り返さないためにも、日常生活や事業活動において環境への負荷をできる限り低減することが求められています。</p> <p>私たちは、生活に関わる大気や水、土壌などを良好な状態に保全し、健やかに暮らせるまちを築いていきます。</p>

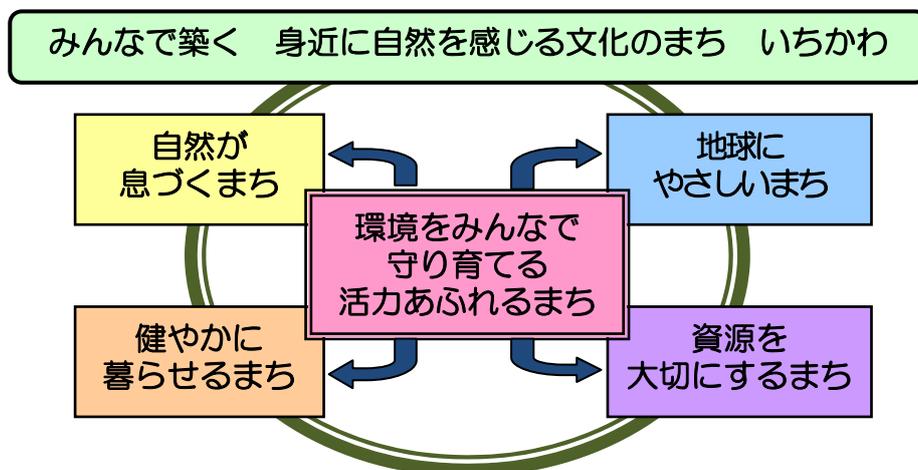
基本理念4	資源を大切にすまち
資源循環・ 廃棄物	<p>私たちは物質的な豊かさや生活の利便性を追求するあまり、大量の資源を消費しています。天然資源には限りがあることを認識し、物質循環が可能な限り確保される社会の実現に向けて、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却する必要があります。</p> <p>私たちは、資源の消費抑制、健全な物質循環と廃棄物の適正な処理を確保し、資源を大切にすまちを築いていきます。</p>

基本理念5	環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち
協働	<p>環境問題は、私たちの生活や事業活動の積み重ねによって生じることが多いため、一人ひとりが環境との関わりを理解することが大切です。また、お互いの価値観や立場を認め合い、力を合わせて、積極的に環境への影響について配慮するように行動することが重要です。さらには、これらの環境活動を人々のライフワークや地域経済の活性化につなげていくことが期待されています。</p> <p>私たちは、相互理解と役割分担の下に協働して取り組み、環境をみんなで守り育てる活力あふれるまちを築いていきます。</p>

これらの中で、基本理念1から基本理念4までは事象個別の分野に関わるものです。これらの全ての分野について関わるものとして、基本理念5の事象横断的な分野があります。

全ての基本理念に基づき、基本目標である『みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ』という将来環境像の実現を目指していきます。

図3-1 基本目標と基本理念の関係のイメージ



第3節 計画の体系

基本目標	基本理念	施策の分野	施策の方向
みんなで築く 身近に自然を 感じる 文化のまち いちかわ	1 自然が 息づくまち	(1) 自然環境の保全再生	ア 生物多様性の保全再生
			イ 生き物の生息の場の保全再生
		(2) 自然とのふれあいづくり	ア 水や緑とのふれあいの場の確保
			イ 都市農業の振興
			ウ 都市型水産業の振興
	2 地球に やさしいまち	(1) 地球温暖化への対策	ア 温室効果ガスの排出削減
			イ 再生可能エネルギー利用の推進
			ウ 二酸化炭素吸収源対策の推進
		(2) その他の地球環境保全	ア その他の地球環境の保全
	3 健やかに 暮らせるまち	(1) 生活環境の保全	ア 大気環境の保全
			イ 水環境の保全
			ウ 地質環境の保全
			エ 騒音、振動及び悪臭の防止
			オ 化学物質等の適正な管理
			カ 環境にやさしいまちづくり
			キ 放射線量低減対策の推進
	4 資源を 大切にするまち	(1) 3Rの推進	ア 廃棄物の発生及び排出の抑制
			イ 資源の循環的な利用の推進
		(2) 廃棄物の適正処理の推進	ア 廃棄物の適正処理の確保
イ 一般廃棄物処理体制の整備			
5 環境をみんなで 守り育てる 活力あふれるまち	(1) 環境学習の推進	ア 環境学習の実施	
		イ 環境学習推進体制の整備	
	(2) 環境活動への参加の促進	ア 環境情報の提供	
		イ 環境に配慮した活動の促進	
		ウ 協働による環境活動の推進	